

変更届出書の提出が必要な事項及び必要な提出書類

1 届出について

登録を受けた事業者は、下記の事項に変更があった時は、その変更に係る事項について、必ず変更があった日から10日以内に届出が必要です。別紙「変更届出書」に添付書類（変更する事項により必要となる書類が変わります）をつけて、提出してください。

2 添付書類について

変更する事項	添付書類
カリキュラム	①カリキュラム（第3号様式）
研修修了認定方法及び免除科目	①学則
修了証明書の様式	①修了証明書及び修了証明書（携帯用）の様式（第9号様式）
（通信の場合） 添削指導及び面接指導実施要領	①添削指導及び面接指導実施要領（受講者に配布する受講要領）
（通信の場合） 問題集	①問題集
（通信の場合） 解答用紙及び模範解答集	①解答用紙 ②模範解答集

3 提出先

名古屋市健康福祉局障害者支援課指定指導係事業者指定担当

電話：052-972-3965

FAX：052-972-4149